

ID: 321

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	使用料の減免																																									
例 規 名 根 拠 条 項	長門市文化会館条例 第8条第3項																																									
例 規 番 号	平成17年条例第172号																																									
【根拠条文】 (使用料) 第8条 会館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、長門市使用料徴収条例(平成17年長門市条例第63号)に定めるところにより使用料を納入しなければならない。 2 使用料は、使用許可のあったときに納入しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。 3 教育委員会は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び長門市文化会館条例施行規則第8条による。 (使用料の減免) 第8条 条例第8条第3項に規定する使用料の減免は、次に定めるところによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事由</th><th colspan="2">減免の率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。</td><td></td><td>100%</td><td rowspan="3">10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。</td><td>ア 教育課程で使用する時</td><td></td></tr> <tr> <td>イ 上記以外の場合</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>(3) 障害者または障害者主体で構成されている団体が使用する時。</td><td></td><td>50%</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="3">(4) 市内に組織を有する社会教育関係団体及び市内の公益的団体が使用する時。</td><td>ア 活動内容が公共的・公益的な場合</td><td>100%</td><td rowspan="2">※コミュニティホール、視聴覚室、研修室の使用の場合に限る。</td></tr> <tr> <td>イ 上記以外の場合</td><td>80%</td></tr> <tr> <td></td><td>ウ ※を除く使用の場合</td><td>50%</td><td></td></tr> <tr> <td>(5) 市以外の官公庁が使用する時。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。</td><td></td><td></td><td>教育委員会が定める額</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第4条に定める申請書に必要事項を記入し、教育委員会の承認を受けなければならない。				事由		減免の率		(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%	10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。	ア 教育課程で使用する時		イ 上記以外の場合	80%	(3) 障害者または障害者主体で構成されている団体が使用する時。		50%		(4) 市内に組織を有する社会教育関係団体及び市内の公益的団体が使用する時。	ア 活動内容が公共的・公益的な場合	100%	※コミュニティホール、視聴覚室、研修室の使用の場合に限る。	イ 上記以外の場合	80%		ウ ※を除く使用の場合	50%		(5) 市以外の官公庁が使用する時。				(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。				(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。			教育委員会が定める額
事由		減免の率																																								
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用する時。		100%	10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。																																							
(2) 市内の学校、幼稚園、保育園が使用する時。	ア 教育課程で使用する時																																									
	イ 上記以外の場合	80%																																								
(3) 障害者または障害者主体で構成されている団体が使用する時。		50%																																								
(4) 市内に組織を有する社会教育関係団体及び市内の公益的団体が使用する時。	ア 活動内容が公共的・公益的な場合	100%	※コミュニティホール、視聴覚室、研修室の使用の場合に限る。																																							
	イ 上記以外の場合	80%																																								
		ウ ※を除く使用の場合	50%																																							
(5) 市以外の官公庁が使用する時。																																										
(6) 市又は教育委員会が後援して使用する時。																																										
(7) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。			教育委員会が定める額																																							
標準処理期間	3日																																									
備考																																										
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日																																							